

試験実施機関からのお願い

～「受検ができない！」という事態を防ぐために～

「受検ができない！」という事態を防ぐために

- 1 初めての職種では、受検に必要な手続きを試験実施機関へ直接確認！
- 2 実習前に、希望都道府県内での技能検定実施有無、準備が必要な設備・機器を要確認！
- 3 受検申請はお急ぎください！
- 4 入力情報（特に氏名・生年月日・職種・作業）はダブルチェックで！
- 5 サイトを修正したら試験実施機関へ！キャンセル前に試験実施機関へ！

1

初めての職種では、受検に必要な手続きを試験実施機関へ直接確認！

試験実施機関によっては、受検手続支援サイトの情報が「承認済み」になった後、監理団体（実習実施者）から試験実施機関へメール連絡や別のサイト登録をしないと、**受検ができない場合もあります**。特に初めての職種の場合は、どんな手続きが必要なのか、試験実施機関へ直接問い合わせ確認してください。試験実施機関連絡先は[こちら](#)です。

実習前に、希望都道府県内での技能検定実施有無、準備が必要な設備・機器を要確認！

一部の都道府県の技能検定職種では、基礎級（＝1号生向け）は実施しているが随時3級・随時2級（＝2・3号生向け）は実施していない、という場合もあります。また、監理団体又は実習実施者ご担当者様に準備に協力いただく設備・機器がそろわないと、**受検ができない場合もあります**。実習開始前までに、試験実施機関へ問い合わせ、必ず確認をお願いします。

試験実施機関連絡先は[こちら](#)です。技能検定の試験問題公開サイトは[こちら](#)です。技能実習評価試験の試験問題については[各試験実施機関](#)へお問い合わせください。

3 受検申請はお急ぎください！

現在試験予約状況は大変混みあっており、申請から4か月以内の受検予約不可の試験実施機関もあります。特に1号生は期間が短いため注意が必要です。1号生が入国したら、すぐに受検手続支援サイトへ登録し、同意書を添付し、機構の承認を受けましょう。

(リーフレットのリンク先は[こちら](#)です)

受検手続支援のご案内

技能実習計画の認定を待たずに
技能検定又は技能実習評価試験の受検申込みは速やかに！

申込みは 1号は、修了の6か月前まで
2号は、修了の12か月前まで
3号は、修了の12か月前まで
速くとも

※ 期限内までに申し込んでも希望時期・場所を受検できないことがありますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。

(例) 第1号技能実習
1月目 ~ 6月目 ~ 12月目
申込

本邦入国前
本邦入国後
受検
再受検 (1回のみ)

※ 力が一考合格となった場合、在留期間の満了日に間に合わなくなる恐れがありますので、早めの申込みが重要です！

実習開始前までに、実習試験で使用する履修、機器を必ずご確認ください。
特に3号2号、臨時3号の実習試験は、監理団体又は実習実施者に準拠し協力いただく設備、資格が最良級の試験と大きく異なっている場合があります。詳細は、監理団体へお問い合わせください。

技能検定(指定試験機関方式除く)の試験問題は中央職業能力開発協会HPをご確認ください
技能検定試験問題公開サイト 検索

上記以外の試験問題は各試験実施機関へお問い合わせください
連絡先は以下のサイトでご確認ください
<https://www.juken.or.jp/shikenshikan.html>

入力情報（特に氏名・生年月日・職種・作業）はダブルチェックで！

申請情報を誤ると、技能実習期間内の受検ができなくなる場合もあります！
受検手続支援サイトに登録する前に、必ず在留カード・技能実習計画と、サイト入力情報を照合し、誤りがないかどうか確かめてから登録してください（入力担当者以外の方が確認するなど、ダブルチェックをお願いします）。特に職種・作業名は誤りが発生しやすい部分です。似た職種・作業名が存在する場合や、同じ実習先に複数の職種・作業で実習生がいる場合は、ご注意ください。

サイトを修正したら試験実施機関へ！キャンセル前に試験実施機関へ！

機構承認済みの受検手続支援サイトの情報を修正した場合、**自動的に試験実施機関に修正連絡はいきません**！情報を修正した場合は、必ず試験実施機関へ連絡してください。監理団体・実習実施者の情報が変更になった場合、受検手続支援サイト情報を修正するだけでなく、必ず試験実施機関へ直接連絡をしてください。また、受検手続支援サイトのデータをキャンセルする前には、必ず試験実施機関の了承を得てください。